

一般社団法人FC-Cubic 公的研究費の不正行為の告発及び相談に関する規程

令和8年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人FC-Cubic（以下、「本法人」という。）における公的研究費を用いた不正行為及びその告発について、「公的研究費の管理・監査体制に関する規程（令和年8月4月1日制定）（以下「管理監査規程」という。）、研究倫理規程（令和年8月4月1日制定）、および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）に基づき、告発及び相談、調査手続き、認定等、本法人として対応上の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究倫理規程第2条第4項に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(告発の受付窓口)

第3条 不正行為に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本法人の事務局に受付窓口（以下、「告発窓口」という。）を置く。告発窓口の責任者は、業務推進部長とする。

(告発の受付体制)

第4条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、本法人の構成員に限らず何人も、告発窓口に対し、電子メール（res-misconduct@fc-cubic.or.jp）、郵便、面談（オンラインを含む）、電話により、告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

3 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、統括管理責任者に、その内容を通知するものとする。

4 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合にあつて、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合は、告発窓口の責任者は、これを匿名の告発に準じ

て取り扱うことができる。

6 告発窓口責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

(告発窓口の職員の義務)

第5条 告発の受付にあたっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、前条に規定するその他の方法においても、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(告発の相談)

第6条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この秘密保護義務は、転出や退職等により本法人の役職員等でなくなった後も同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉、及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第8条 統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や

差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 統括管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合には、職員就業規程（令和8年4月1日制定）第55条及び懲戒手続き規程（令和8年4月1日制定）に基づき、理事長に対して、その者に対する処分を求めることができる。

4 理事長及び最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第9条 本法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、被告発者に対して相当な理由なしに不利益な取扱いを行った者がいた場合は、職員就業規程第55条及び懲戒手続き規程に基づき、理事長に対して、その者に対する処分を求めることができる。

3 理事長及び最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第10条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するためなど、専ら被告発者又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第2章 調査

（予備調査の実施）

第11条 第3条に基づく告発があった場合又は本法人がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は前項に基づく日より7日以内に設置し、統括管理責任者が委員長となって、委員3名を指名する。

3 予備調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 予備調査委員は、告発内容の合理性や調査可能性を判断するために、予備調査の対象者に対して関係資料その他の必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

5 予備調査委員会は、研究不正に関する調査委員会（以下、「本調査」という。）の証拠となり得る関係書類、研究ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対して予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

7 予備調査委員会委員は、予備調査が必要であると判断されてから 21 日以内に、予備調査の結果を最高管理責任者に報告する。

（本調査の決定等）

第12条 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定し、決定後は速やかに本調査の実施を行う。

2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

（本調査委員会の設置）

第13条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに研究不正に関する調査委員会（以下、「本調査委員会」という。）を設置し、統括管理責任者が委員長となる。

2 本調査委員会は、最高管理責任者が指名した役職員等 5 名以内、被告発者と利害関係を有しない外部の第三者（弁護士、公認会計士等）を過半数含めて構成する。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は次の各号に掲げるものとする

- (1) 最高管理責任者が指名した者 2 名
- (2) 当該研究分野の知見を有する者 2 名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 1 名

（本調査の通知）

第14条 最高管理責任者は、調査委員会に対して本調査の指示を行ったときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して本調査委員会委員の構成に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第15条 本調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して1か月以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会が調査し認定する内容は、管理監査規程第9条第3項に規定する。

4 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究データ等その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、本調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第16条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査委員会の判断により、被告発者による本調査に関連した他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第17条 本調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本法人でないときは、本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 本調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(配分機関への報告)

第18条 最高管理責任者は、管理監査規程第10条の各号に基づき、調査対象の公的研究費配分機関への報告、協議を行い、調査への協力を行わなければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第19条 本調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第20条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第15条第6項に定める保障を与えなければならない。

第3章 認定

(認定の手続)

第21条 本調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的や科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、本調査を開始した日から起算して原則として150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの判断を行う。

2 不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

3 本調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 本調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究データ等及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

5 本調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

6 前項の認定を行うにあたっては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第22条 最高管理責任者は、速やかに、本調査結果（調査委員会による認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が本法人以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第23条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、本調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づくことが認定された場合を含む。）は、その認定について、第1項の定めに基づく不服申立てを行うことができる。

3 不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加による本調査委員会の構成の変更、又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。ただし、本調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな本調査委員は、第14条第3項に準じて指名されるとともに、第16条各号に準じた手続きを行う。

5 本調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

6 本調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合には、最高管理責任者が、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。その際、係る不服申立てが当該事案の引き延ばし、あるいは認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと本調査委員会が判断した場合には、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。なお、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第24条 前条に基づく不服申立てについて、最高管理責任者が再調査を実施する旨を決定した場合には、本調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服

申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 本調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則60日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定するものとする。ただし60日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日について、文書にて報告を残すものとする。

4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本法人以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定を決定した場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、予備調査委員及び本調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、最高管理責任者は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、最高管理責任者は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでないとする誤りがあった場合には、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きによる公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないとする誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法並びに手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第26条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の審議結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

第4章 措置、その他

(論文等の取下げ等の勧告)

第28条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して2週間以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者対しに行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第29条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際し研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第30条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規程第55条及び懲戒手続き規程に基づき、理事長に対して、処分を求めることができる。

2 理事長は、最高管理責任者の求めが妥当であると判断した場合には、法令、及び前項に示す関係規程等に従って、その者に対して処分を課すものとする。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第31条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、関係する管理責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいて講じた是正措置等の内容を、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第32条 この規程に関する事務は、業務推進部が担当する。

2 前項の規定に関わらず、告発窓口に関する事務は、事務局が担当する。

(改廃)

第33条 この規程の改正及び廃止は、執行会議の決議をもってこれを行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。